

【ロシア】ウクライナ侵攻による併合地域への戒厳導入

海外立法情報課 鎌倉 遊馬

* 2022年10月19日、ロシアが一方向的に併合したウクライナの地域に戒厳が導入された。また、隣接するロシア領内の地域にも類似の態勢が導入された。

1 背景・経緯

2022年10月5日、ロシアは、国際的にはウクライナ領として扱われているドネツク人民共和国（ドネツク州）、ルガンスク人民共和国（ルハンスク州）、ザポロージェ（ザポリッジャ）州及びヘルソン州（以下「新併合地域」）¹を自国に併合した。この併合は、国連総会で非難決議が採択されるなど、国際的な承認を得ていない²。

2022年10月19日、大統領令第756号「ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポロージェ州及びヘルソン州への戒厳導入に関する大統領令」（以下「戒厳導入令」）³及び大統領令第757号「2022年10月19日大統領令第756号に関連したロシア連邦構成主体で実行される措置に関する大統領令」（以下「戒厳関連措置令」）⁴が制定され、同日施行された。

この大統領令について、ウラジーミル・プーチン（Владимир Путин）大統領は、当該地域では、現地当局により「ロシアへの併合前から戒厳態勢が有効だった。今我々はロシアの法令の枠内で、まだこの状態を効力のあるものにする必要がある」と指摘した⁵。また、上院国防委員会のヴィクトル・ボンダレフ（Виктор Бондарев）委員長は、戒厳の導入決定により、特別軍事作戦は近いうちに終わらせると言明した⁶。

2 主な内容

戒厳導入令は、ロシア連邦憲法第87条第2項⁷、2002年1月30日連邦憲法的法律⁸第1号「戒厳に関する憲法的法律」（以下「戒厳法」）⁹第3～4項を根拠に、新併合地域に戒厳を導入する旨を規定した大統領令であり、全5条から成る。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

¹ 本稿はロシアの法令について扱うため、ロシアが併合を宣言した地域の地名はロシア語読みで記している。ウクライナ語による読み方を（ ）内に併記した。

² “Ukraine: UN General Assembly demands Russia reverse course on ‘attempted illegal annexation’,” 12 October 2022. UN News. <<https://news.un.org/en/story/2022/10/1129492>>

³ «Указ о введении военного положения на территориях ДНР, ЛНР, Запорожской и Херсонской областей» 19.10.2022. Президент России. <<http://kremlin.ru/acts/news/69631>>

⁴ «Указ «О мерах, осуществляемых в субъектах Российской Федерации в связи с Указом Президента Российской Федерации от 19 октября 2022 г. № 756»» 19.10.2022. Президент России. <<http://kremlin.ru/acts/news/69632>>

⁵ «Заседание Совета Безопасности» 19.10.2022. Президент России. <<http://www.kremlin.ru/events/president/news/69636>>

⁶ «Совфед утвердил введение военного положения в четырех регионах» 19.10.2022. РБК. <https://www.rbc.ru/politics/19/10/2022/634fe94d9a79470c6553cec6?from=from_main_1>

⁷ “Конституция Российской Федерации” (принята всенародным голосованием 12.12.1993 с изменениями, одобренными в ходе общероссийского голосования 01.07.2020) <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_28399/c09c3f32a65ee6bb978382e9aeb01137229522e2/#dst100377>

⁸ 憲法的法律とは、通常法律より上位に位置付けられた法令のカテゴリであり、制定・改正には特別多数（下院の2/3、上院の3/4）の賛成が必要である。森下敏男「邦訳：ロシア連邦「政府法」」『神戸法学雑誌』第48巻第1号、1998.6, p.75.

⁹ Федеральный конституционный закон от 30.01.2002 N 1-ФКЗ (ред. от 01.07.2017) "О военном положении" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_35227/>

戒厳関連措置令は、上述の戒厳導入令に関連して制定された大統領令で、全9条から構成される。これは、地域ごとに次の4段階の態勢を導入するものである。

第1の「特別対応レベル」態勢は、新併合地域に導入され、連邦構成主体の首長に、経済分野、連邦構成主体の執行機関及び地方自治体の機関における動員（以下「動員」）、民間防衛及び自然災害・人災に係る非常事態において住民・領域を保護する措置（以下「非常事態措置」）¹⁰、連邦軍等の軍事組織及び住民の要求を満たすための措置（以下「充足措置」）並びに戒厳法に規定された措置の実施権限を付与する（戒厳関連措置令第1条）。具体的には次の措置が取られる（戒厳法第7条）。①社会秩序の維持・安全の強化及び重要施設の保安等強化、②交通、通信、エネルギー施設等の機能を保証するための特別活動の導入、③指定地域への出入りの制限、④住民の疎開、⑤国防等のための徴用・徴発、⑥交通機関の運行制限・検査、⑦通信・印刷施設等の監視及び国防のための利用、⑧郵便物等の検閲、⑨交戦国国民の拘束など。また当該地域では、1996年5月31日連邦法律第61号「国防に関する法律」¹¹等に基づき、軍事施設や交通・通信・エネルギー関連施設の保全、破壊工作の阻止等のために領土防衛（территориальная оборона）が行われ、省庁間調整機関（領土防衛本部）が設置される（戒厳関連措置令第2条）。

第2の「中度対応レベル」態勢は、新併合地域に隣接するクリミア共和国、クラスノダール地方、ベルゴロド州、ブリャンスク州、ヴォロネジ州、クルスク州、ロストフ州及びセヴァストポリ市¹²に対して導入され、連邦構成主体の首長に、動員、領土防衛に関する個別の措置、非常事態措置及び充足措置の実施権限並びに「特別対応レベル」態勢の①～③、④、⑥及び⑦の措置¹³の実施権限が与えられる（戒厳関連措置令第3条）。

第3の「準備強化レベル」態勢は、戒厳関連措置令第3条で規定されていない中央連邦管区、南部連邦管区¹⁴の連邦構成主体に対して導入され、連邦構成主体の首長に動員の実施権限、領土防衛に関する個別の措置の決定権限、非常事態措置及び充足措置の実施権限並びに「特別対応レベル」態勢の①、②、⑥及び⑦の措置¹⁵の実施権限が与えられる（戒厳関連措置令第4条）。

第4の「基礎準備レベル」態勢は、戒厳関連措置令第1～4条で規定されていないその他の連邦構成主体に対して導入され、連邦構成主体の首長に動員の実施権限、非常事態措置の決定権限、充足措置及び「特別対応レベル」態勢の①・②の措置の実施権限が与えられる（戒厳関連措置令第5条）。

¹⁰ 民間防衛及び非常事態に関しては、小泉悠「ロシアにおける非常事態法制の概要と非常事態対処体制」『外国の立法』No.251, 2012.3, pp.187-203. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487062_po_02510007.pdf?contentNo=1>を参照。

¹¹ Федеральный закон "Об обороне" от 31.05.1996 N 61-ФЗ (последняя редакция) <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_10591/>

¹² なおクリミア半島（ウクライナ領クリミア自治共和国とセヴァストポリ市が所在）のロシアへの併合（2014年）に関しては、国連総会で非難決議がなされるなど、国際的な承認が得られていない。「クリミア編入無効を決議 国連総会、ロシアに圧力」『日本経済新聞』2014.3.28. <https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2704G_X20C14A3FF2000/>

¹³ ⑦の措置については、戒厳法の規定（第7条第2項第14号）と若干異なり、通信・印刷等の施設から、メディアが除かれ、トランシーバー・ラジオ局の個人使用の禁止が除かれている。

¹⁴ 中央連邦管区はロシア西部に位置し、モスクワ市が属する。南部連邦管区はロシア南西部に位置し、黒海とカスピ海双方に面する。

¹⁵ 前掲注(13)に同じ。